

平成30年10月10日  
京都市文化市民局美術館  
(担当:総務課 771-4107)

京都市美術館所蔵品管理システム開発・納入・保守業務に関する受託事業者の公募について  
(プロポーザル説明書)

京都市美術館所蔵品管理システム開発・納入・保守業務に関する受託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

## 1 委託業務の目的

別紙1「京都市美術館所蔵品管理システム開発・納入・保守業務に関するプロポーザル仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

## 2 委託業務の内容

- (1) 件名  
京都市美術館所蔵品管理システム開発・納入・保守業務
- (2) 委託期間  
契約締結日から平成31年3月31日まで
- (3) 委託内容  
別紙1「仕様書」のとおり

## 3 契約上限額

- 金6,450,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- なお、平成31年度から平成35年度までの運用保守経費の想定される支出額は、年間1,166,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限とする。
- ※運用保守については、消費税及び地方消費税相当額8%です。ただし、消費税及び地方消費税相当額が増額した場合は、その差額を年間経費に加算するものとする。

## 4 プロポーザルの参加資格

応募の資格は、次の(1)又は(2)のいずれかの要件を全て満たしていることとする。ただし、契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体(以下「コンソーシアム」という。)を結成して参加する場合は、(3)も満たすこと。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であって、かつ、次のアからカに掲げる条件を満たす者。
  - ア 参加申込み日から選定結果通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条

- 第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- イ 本件プロポーザルに参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件プロポーザルに参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。
- ウ 代表者、役員、又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- エ 法人又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- オ 美術館・博物館において、類似業務を受注した実績を有していること。
- カ プライバシーマーク制度の資格又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度などによる情報セキュリティに関する資格を有していること。
- (2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者であって、かつ、次のアからケに掲げる条件を満たす者。
- ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。
- エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
- オ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
- カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- キ 法令の規定により、当該営業について、免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。
- ク 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ケ 4(1)イ、ウ、エ、オ、カに掲げる条件を満たすこと。
- (3) コンソーシアムを結成する場合は、事業者側で定めた代表幹事業者が、4(1)を満たしていること。また、コンソーシアムの構成員は、4(1)又は(2)のどちらかを満たしていること。
- なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、企画提案書の提出時に「京都市美術館所蔵品管理システム開発・納入・保守業務に関する協定書」（様式6）を併せて提出すること。

## 5 応募手続等

プロポーザルに応募するものは、次のとおり、参加表明書、企画提案書等を提出すること。  
(提出先は、後記「1.1 問合せ先及び提出先」のとおり)

### (1) 参加表明書等の提出

#### ア 提出書類

コンソーシアムで申し込みをする場合は、代表幹事者が取りまとめて提出すること。

#### (ア) 参加表明書（様式1）

コンソーシアムを結成して参加する場合は、各事業者の役割分担及び情報セキュリティマネジメントシステム、プライバシーマーク等取得状況を記載した資料（様式は任意とする。）を添付すること。

#### (イ) 会社概要（様式2）

コンソーシアムを結成して参加する場合は、その代表幹事業者及び構成員全員についての会社概要を提出すること。

#### (ウ) 誓約書（様式3）

コンソーシアムを結成して参加する場合は、その代表幹事業者及び構成員全員についての誓約書を提出すること。

本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿に登載されている方の提出は不要である。

#### (エ) 暴力団排除措置に係る誓約書（様式4）

コンソーシアムを結成して参加する場合は、その代表幹事業者及び構成員全員についての暴力団排除措置に係る誓約書を提出すること。

本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿に登載されている方の提出は不要である。

#### (オ) 4(1)カの資格を有することを証明する資料

コンソーシアムを結成して参加する場合は、その代表幹事業者及び構成員全員についての証明する資料を提出すること。

#### イ 提出部数 8部

#### ウ 提出期限

平成30年10月17日（水）午後5時必着

#### エ 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）により提出するものとする。

### (2) 企画提案書等の提出

別紙2「京都市美術館所蔵品管理システム開発・納入・保守業務に関するプロポーザル企画提案書作成要領」に基づき、次の書類を提出すること。

#### ア 提出書類

#### (ア) 企画提案書（任意様式）及び企画提案書記載事項確認書（様式5）

#### (イ) 見積書（様式6）

(ウ) 実績表（様式7）

※ コンソーシアムを結成して参加する場合は、「京都市美術館所蔵品管理システム開発・納入・保守業務に関する協定書」（様式8）を併せて提出すること。

イ 提出部数

(ア) 企画提案書（任意様式）及び企画提案書記載事項確認書（様式5） 8部（使用印鑑押印のもの1部，その写し7部）

(イ) 見積書（様式6） 8部（使用印鑑押印のもの1部，その写し7部）

(ウ) 実績表（様式7） 8部

※ コンソーシアムを結成して参加する場合は、「京都市美術館所蔵品管理システム開発・納入・保守業務に関する協定書」（様式8）の写し 1部

ウ 提出期限

平成30年10月29日（月）午後5時必着

エ 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）により提出するものとする。

(3) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 次の事項に該当する参加表明書、企画提案書記載事項確認書等は、失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ア) 提出期限、提出先及び提出方法を満たさないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

ウ 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

エ 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

オ 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

カ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等がある時で、本市の承諾を得た場合のほか認めない。

キ 提出された書類は全て返却しない。

## 6 本件に対する質問期限及び回答

(1) 質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、前記「5 応募手続等」の参加表明書を提出した者とする。

(2) 質問期限

平成30年10月17日（水）午後5時（必着）

※ 質問期限後の質問は、一切受け付けない。

### (3) 質問方法

後記「11 問合せ先及び提出先」に電子メールで問い合わせることとし（様式は任意とする）、その他の方法による質問は一切受け付けない。

なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、代表幹事業者からの質問のみを受け付け、コンソーシアムの構成員からの質問は受け付けない。

### (4) 回答日及び回答方法

平成30年10月24日（水）頃までに、参加表明書の提出のあった者全員に対し、質問事項及びその回答を電子メールで通知する。

## 7 企画提案書に関するプレゼンテーション

提出された企画提案書記載事項確認書等の内容について、提案者にプレゼンテーションの機会を設けるものとする。

### (1) 実施日 平成30年10月第4週を予定

※ 日時、場所等の詳細については、別途連絡する。

## 8 受託候補者の選定に関する審査基準

別紙3「提案内容評価要領」及び別紙4「提案内容評価表」のとおりとする。

なお、合計点が100点を下回る場合は、受託候補者として選定しない。また、応募事業者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、参加資格及び評価基準に照らし、審査・選定を行う。

## 9 受託者の決定

### (1) 受託候補者の決定

前記「8 受託候補者の選定に関する審査基準」に基づき、本市が設置する選考組織が、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、全ての提案者の順位を決定し、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

### (2) 審査結果の通知

審査結果については平成30年11月初旬頃までに、参加者全員に電子メールにより通知するとともに、各応募事業者の名称及び評価結果（点数）をホームページに公表する。また、審査結果についての異議申立は受け付けない。

### (3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

### (4) 選考組織

以下の4名で組織し、審査を行う。

【審査委員】

文化市民局美術館副館長  
文化市民局美術館総務課長  
文化市民局美術館総務課担当課長  
文化市民局美術館学芸課長

## 10 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

仕様書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、本市が認めた場合のほかは、履行しなければならない。

(3) 契約期間

契約締結日から平成31年3月31日までとする。

(4) 特約事項

ア 提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。

イ 企画提案書記載事項確認書等に記載された、システムの保守等に関する契約は、次年度以降の契約金額を担保するものではなく、予算の議決を経なければいけないため、予算の範囲内において実施する。

ウ 受託者が、システムの保守等に関する契約について、企画提案書等に記載された金額で履行できない場合は、本市に対し、違約金を支払わなければならない。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りでない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 成果物の納入及び委託料の支払

受託者は、成果物を本市に納入する。本市は、成果物について検査を行い、検査に合格した成果物の引渡しを受けたときは、受託者の請求により、委託料を支払う。

(8) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(9) 瑕疵担保責任

ア 本市は、成果物に瑕疵があるときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補を請求するとともに損害（第三者に及ぼした

損害を含む。)の賠償を請求することができるものとする。

イ 本市は、本市の定めた相当の期間までに、受託者による瑕疵<sup>かし</sup>の修補が困難であるときは、それにより生じた損害を請求するものとする。

ウ ア及びイは、成果物の瑕疵<sup>かし</sup>が本市の支給品又は貸与品若しくは本市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその支給品又は貸与品若しくは指示が不  
適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

エ ア、イ及びウによる瑕疵<sup>かし</sup>の修補及び損害賠償の請求、業務履行完了日から2年以内に行  
うものとする。

## 11 問合せ先及び提出先

〒606-8344

京都市左京区岡崎円勝寺町124

京都市美術館総務課 担当：藤田，葉山

電 話：075-771-4107

FAX：075-761-0444

メール：bijutsukan@city.kyoto.lg.jp